

長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 懇話会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所又は所属を記載の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛にしてください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影又は録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないでください。
- (4) その他、懇話会座長の指示に従ってください。

<参考>

県ホームページへの情報掲載について

時 期	掲 載 事 項
懇話会前 概ね1週間	開催概要（日時、場所、会議事項等）を掲載
懇話会后 概ね3日以内	審議事項、資料を掲載
〃 概ね20日以内	議事録を掲載